



# 鳥取県公報

平成12年 8月14日(月)  
号外第81号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 公安規則 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則（捜査第一課）…………… 1

### 公安委員会規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則をここに公布する。

平成12年 8月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

#### 鳥取県公安委員会規則第5号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則

(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員)

第1条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県警察本部の生活安全部長、刑事部長及び警備部長の職にある者
- (2) 鳥取県警察本部の生活安全部、刑事部及び警備部の参事官、室長及び管理官の職にある者（法別表各号に掲げる罪に係る捜査を担当しない者を除く。）
- (3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長及び捜査第二課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者
- (4) 警察署の署長、副署長及び刑事官の職にある者

(証票)

第2条 前条各号に掲げる者は、鳥取県公安委員会が交付する証票（別記様式）を警察手帳にはり付け、法第4条第1項又は第7条第1項の規定に基づく請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年 8月15日から施行する。

別記様式

No	証 票	所属課署名
		官職 氏 名
上記の者は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。		
年 月 日		
		鳥取県公安委員会 [印]

10センチメートル

5センチメートル